

写

28食産第23号

平成28年4月8日

肥料生産業者 御中

農林水産省 食料産業局食品製造課長

有機JAS認定事業者に対する肥料等の原材料、製造工程等を示す書類の提供について

日頃より有機JAS制度に対するご理解とご協力をありがとうございます。

昨年、実際には有機農産物のJAS規格上使用できない肥料が、使用可能なものとして販売されたため、こうした肥料を用いた有機生産者が、生産した農産物を有機農産物として販売できなくなる事態が発生しました。

水稻への元肥の施用を前に有機生産者に肥料を販売する機会が増大するところ、こうした事態の再発を防止するため、

- ① 有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壤改良資材は、有機農産物のJAS規格に適合するものだけであること
- ② 肥料等が有機農産物のJAS規格に適合するかどうかは、有機JASの農家が、肥料の生産業者等から入手した書類（客観的証拠）により確認すること
- ③ 書類の提供にあたっては、実際の原材料や製造工程が全て正しく記載されている必要があること

について改めてご理解の上、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。

詳しくは、別添「肥料等を生産・販売する皆さんへ」をご参照ください。



肥料等を生産・販売する皆さんへ



有機JASの農家に、肥料の原材料、製造工程等を示す書類を提供することについて、ご理解とご協力をお願いします。

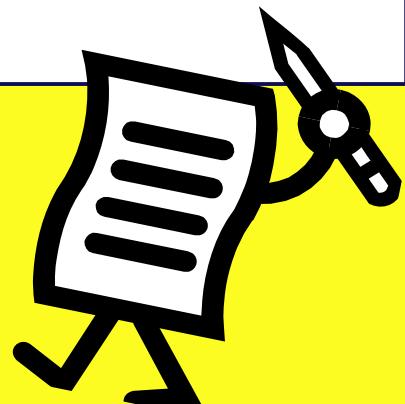
1. 有機農産物の栽培に使用できる肥料、土壤改良資材は、有機農産物のJAS規格に適合するものだけです。

どのような肥料が適合するかについては、裏面をご覧下さい。

2. 肥料等が有機農産物のJAS規格に適合するかどうかは、有機JASの農家が、肥料の生産業者等から入手した書類（客観的証拠）により確認します。

- 肥料等の原材料、製造工程を示す書類が必要です。
- 肥料製品そのものだけではなく、製品の原料として使用した肥料についても、その原材料、製造工程を示す書類が必要です。

※ この他、肥料等の分析結果などの書類が必要になることもあります。



3. 書類の提供にあたっては、実際の原材料や製造工程が全て正しく記載されていることをご確認ください。

- 使用する原材料を変更する場合は、その都度、変更した原材料に応じた書類を提供してください。
- 誤った書類の提供により、有機JAS規格に適合しない肥料等が使用された農産物は、有機農産物として販売できません。

参考 ○有機農産物の日本農林規格

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/kikaku_26_yuki_nousan_160224.pdf
※ 有機農産物（できるだけ農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力を活かして生産された農産物）の生産方法を定めています。

○有機農産物のJAS規格別表等資料の適合性判断基準及び手順書

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_tejunsyo.pdf
※ 有機農産物の栽培に使用する肥料等の評価について、具体的な基準・手順を示しています。

どのような肥料等が有機農産物のJAS規格に適合しますか？

次の①～③全ての条件を満たすものが有機農産物のJAS規格に適合します。

- ① 有機農産物のJAS規格の別表1（下表）に掲載されており、その基準を満たすこと
- ② 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ③ 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと

有機農産物のJAS規格別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材（※）	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材（※）	家畜及び家きんの排せつ物に由来すること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材（※）	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来すること。
ヒ畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
発酵した食品廃棄物由来の資材（※）	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
パーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化カリ	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸カリ	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
硫酸カリ苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
硫黄（※）	
生石灰(苦土生石灰を含む)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。
消石灰（※）	上記生石灰に由来すること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)（※）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用すること。

(*) 使用することがやむを得ないものとして、化学的に合成されたものも認められています。

(※) 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものの入手が困難な場合は、当分の間、組換えDNA技術が用いられたものの使用が認められています。

肥料及び土壌改良資材	基 準
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム（※）	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム（※）	
食酢（※）	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩（※）に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壤改良資材	植物の栄養に供すること又は土壤を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないもの。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

有機JASに肥料の認証の仕組みはありますか？

有機JASには、肥料を認証する仕組みはありません。

なお、(一社)有機JAS資材評価協議会など一部の団体では、任意で肥料等資材の評価や評価結果の公表を行っています。詳細は、これらの団体にお問い合わせください。



お問い合わせ先
農林水産省 食料産業局 食品製造課 TEL : 03(6744)7139

